

第 24 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 22 年 1 月 19 日(火) 午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分まで
- (2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂
- (3) 出席者
 - ア 委 員
美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 小川静子 影山道幸 田崎由子 芳賀一英
藤田一巳 森岡幸江
 - イ 県 側
総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林技術課副課長
入札用度課長 警察本部会計課次席
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 議事
 - (ア) 審議事項
 - a 工事に係る最低制限価格の見直しについて
 - (イ) 各委員の意見交換
 - (ウ) その他
 - ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第 24 回入札制度等監視委員会を開会いたします。議事につきまして、美馬委員長よりお願いいたします。

【美馬委員長】

これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は審議事項 1 件でございますが、この審議事項につきましては、現在非公開となっております最低制限価格に関する審議でございますことから、会議の公開等に関する取扱要領第 2 条第 1 項第 3 号に該当するものとして、非公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは御異議ないものと認め、非公開で行いたいと思えます。

それでは、これから非公開での審議に入りますので、傍聴者及び報道機関の方には、退席をお願いいたします。なお、非公開部分の議事の概要につきましては、要望があれば、会議終了後、私の方から説明させていただきます。公開での審議の再開は 13 時 45 分頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴者・報道機関退席)

《「工事に係る最低制限価格の見直しについて」は、非公開につき概要のみを記載》

【入札監理課長】

(資料 1、資料 2 (非公表) に基づき説明)

【委員】

資料 1、これまでの入札結果等を踏まえまして、現在の県内の建設業界の状況がどのようになっているのかという資料が示されました。これを見てみますと、県内の建設業は経営的に非常に厳しい状況にある。他県あるいは国の状況等もみると、これはやはり最低制限価格を引き上げる方向で見直す必要があるということでございました。そして、資料 2 で、今回の改正の基本的な考え方が示されております。特徴とすれば、工事規模が大きいほど最低制限価格は低い水準に設定する、85 パーセントから 90 パーセントくらいを一つの目安にしたい、総合評価方式の低入札価格調査制度の調査基準価格についてもこの基準を適用したい、元請下請関係の適正化にも取り

組む、そして、今後も見直しをしていくということです、また、この最低制限価格については従来どおり非公表ということでして、できるだけ早く適用したいという形の提案内容であります。

【委員】

経済雇用状況を踏まえながら今後も検討されるというお考えが示されましたが、経済と雇用は相一致しているものではなくて、相反するところもありますので、今後検討をされる際の考え方をある程度持ち合わせておくべきではないかなと感じます。また、元請下請の適正化という問題ですが、下請の方々の賃金等の労働条件が非常に悪いという事例を聞いています。そういうことから取組みの強化といったものが求められているのではないかと思いますので、是非対応をお願いしたい。

【入札監理課長】

例えば、経済指標の数字がこう変わったら良いとか、有効求人倍率が何パーセントか以上になったら良いというような、一律に数字で基準を持つということはなかなか難しいというふうに考えております。単に経済雇用情勢だけでまた見直しを行うということではなくて、この委員会で定期的に審議していただいております入札結果の状況の分析でありますとか、経済状況、雇用状況など、入札や建設工事等を取り巻くいろいろな環境面を総合的に評価した上で考えていかなければならない問題だと思っています。具体的な数字の指標などによるメルクマールを設定してこの水準以上になったらまた見直しを行いましょうということではなくて、そのときそのときの状況をよく判断しながら対応を考えていくというのが最も妥当な対応方法ではないかというふうに考えてございます。

次に、下請対策の強化につきましては、一度強化を図っておりまして、ただ、強化を図っている中でも、最も基本的な部分である契約書の作成が徹底されていないといったこともございますので、そういうものを我々としてもよく確認して、徹底していただけるように考えていきたいと思っておりますし、賃金水準の問題につきましては、いろいろな方法があると思っておりますが、県におきましては、いわゆるオープンブック方式ということで、契約の段階で下請との契約内容をあらかじめ県の方でチェックさせていただくようなやり方も試行しているところでございまして、いろいろな方法の中で下請対策等について強化を図っていくように努力を続けていきたいと思っております。

【委員】

この委員会は入札価格を下げるのが目的ではありませんので、あくまでも公正・透明性のある入札制度が実施されるということをお前提としております。昨今の経済状況から見ると建設業が大分疲弊していると、そういう意味で、今回県から説明のあった最低制限価格の見直しについては、基本的に了承したいと思っております。ただ、2年前に引上げをしたけれども下請にはメリットがなかったという意見も出ておりますし、あるいは、今ほども委員からお話がありましたとおり、引き上げても単純に元請企業の利益だけになっても困る。そういう意味で何らかの雇用や下請への対策という形で県の方も注視していただきたいと。そういうことを前提にすれば、引上げ自体はよろしいのではないかと思います。

【委員】

これくらい引き上げた場合には、マイナス 3.42 パーセントという営業利益率にはどういう影響を与えますか。プラスに上がってくるのですか。それとも分らないですか。

【入札監理課長】

今回の見直しは確かに経済雇用対策ということでございますけれども、個々の企業の経営状況の改善をどこまでにしようというような目標設定まではしておりませんでした。改善はしてくるだろうとは考えておりますが、マイナス 3.4 パーセントがどの程度改善するかまでは申し上げることができません。

【委員】

反対するわけではありませんが、非常に気にかかっているのは、こういう引上げでどの程度の経済効果があるのかなど。つまり、今回やってみて不十分で、また最低制限価格を引き上げないといけないというような形でどんどん上がってってしまうのではないかという不安感のようなものがあるのですが、その辺はどうお考えですか。

【入札監理課長】

2年前に引き上げたときには、かなり大胆に引き上げを行ったという考えでございました。品質確保という観点から、当時は国よりも高い水準に引き上げたところではございまして、これだけ引き上げれば大丈夫ではないかというふうに考えておりました。当時は経済状況や雇用状況についてまでの想定はしておりませんで、低価格競争になんとか歯止めをかけたいということで引上げを行ったところですが、今回は経済状況の変化ということがございました。そういう意味におきましては、今回の検討では、例えば、建設業界自らが行ったコスト調査なども参考にはさせていただきます。水準としては、大きな利益を得るような状況にはなってはまいりませんが、かなり改善される状況になると考えております。ただ、建設業ばかりが他産業に比べて良くなるということでも、そこはなかなか他の納税者の方々に御理解いただけなくなってしまいますので、その辺のバランスも考えた中で改善に資するというような考え方で見直しをしたところでございます。建設業界あるいは経済界にとりまして、否定的な受け止め方ではなくて肯定的な受け止め方をさせていただけるものと考えております。

【委員】

心配しているのは、今後もまた同じようなことが起きるのではないかとということですが。

【入札監理課長】

経済雇用状況がこれから先どうなるか、新政権になりまして国の方ではコンクリートから人へといわれているような状況にございますが、そういう中で県においては公共事業等で経済の活性化あるいは雇用の改善を図ろうという努力をしている状況でございますので、この場で、例えば将来2年間はこれで大丈夫ですというようなことまでを申し上げるのは困難ではあります。今現在で考えられる可能な対応をしているというふうに考えております。

【委員】

基本的な構想あるいは計画があつてこれでうまくいくということではなくて、要するに、当面の苦境を最低制限価格を上げることによって何とか緩和させるという話かなという気がいたしますね。

【委員】

建設業協会の方でコスト調査等もやっておりますけれども、そういう中で、公共工事を受注すると赤字になってしまうという要因の一つに最低制限価格もあつて、その他にもたくさんの要因があるわけですが、そういったものを少しずつ行政側も改善して、業者の方でも改善しなければならぬことはたくさんありますが、そういった対応の一つとして最低制限価格の引上げには賛成したいと思います。それと、雇用の中で私が非常に心配なのは技術者なんですね。いろいろな技術を持った人が段々減っていつてしまう。本当は専門的な技術を若い人たちが受け継がなくてはならないのに、若い人たちが建設業に魅力を感じなくなって就職する人が減るということで技術者がいないということになれば、大事な公共事業で品質の良い工事ができなくなってしまうというおそれも、長年に渡って考えれば出てくるわけですね。そういったことから、建設業者だけをなぜ守らなければならないんだということもありますけれども、最低制限価格の引上げには賛成したいと思います。

【委員】

私としては、元請企業の方にだけ効果が吸収されるのではなくて、やはり下請企業の方にできるだけ回っていただければ良いなというふうに思います。それと、税収入の減っている県財政の中で、最低制限価格を上げることによって全体的に工事の件数であるとか金額が足りなくなってしまうことになっては意味がなくなるので、その辺のバランスも必要なのかなと思います。

【入札監理課長】

そういう認識が非常にございまして、2年前に最低制限価格を上げたときにも下請対策を強化すべきという御指摘を受けてございまして、前回の委員会の審議の中でもそういう御指摘を受けております。そういう観点から、私どもとしましても目的に合った形で効果が出てこないのでは何のために行うのか分からなくなってしまいますので、その部分についてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。もう一つ、後段の話は、例えば80パーセントで10人が落札した10人分の工事があるということは、逆にいうと、100パーセントの落札率だと8人分にしかならないだろうというお話かと思っております。工事全体のパイそのものが以前と比べれば3分の1くらいに減ってしまったといわれているような状況でございまして、今現在の入札の結果をみますと、落

札したのは良いけど赤字かもしれないというような状況でございますから、薄く広くみんなで赤字になっていくというよりは、努力をされ地域に貢献されて、それぞれ頑張っている企業に企業が努力に応じてそれなりに報われる制度の方が好ましいではないかなというふうに考えてございます。

【委員】

元下関係ですが、県発注の工事で下請の分析をしているのですか。どこにいくくらいで下請に出したかというようなデータをどこまで提出させて確認しているのでしょうか。

【入札監理課長】

具体的に、例えば、県で100万円払いました、そのうちの50万円分が下請に回って、その50万円分の仕事の下請代金としていくらか払われているのかというような事後的な調査は、通常はしておりません。それは、民間同士の契約でございます、私どもが直接契約しているのは元請会社とだけでございますから、調査する権限というようなものもございませんので、そこまではしておりません。ただ、先ほど申しましたように、オープンブック方式という形で発注するものにつきましては、契約の段階で事前にどういう形で下請に発注する予定であるのかということを一先下請との契約分までは提出していただくという事は行っております。

【委員】

今のお話にあったオープンブック方式ですが、それを拡大するというような意向はあるのですか。

【入札監理課長】

今現在のオープンブック方式に対する県側、あるいは入札参加者側の意見といたしましては、宮城県などのような電算方式でそれを処理するような制度が整っていないということもございまして、非常に事務作業の負担がかかるということと、入札公告が出てから実際に入札書を入れるまでの期間中に下請との契約条件等を整えることが非常に難しいということで、慎重に対応してほしいという意見が今のところは大勢を占めてございまして、大幅に拡大するというようなことが今現在の検討課題という状況にはなってはございません。引き続き、どうしたらお互いの負担も解消しながら下請との関係を確認して契約できる方法ができていくのか、その辺はまだ研究段階というのが正直なところでございます。

【委員】

下請への締め付けを予防するために作られたのがオープンブック方式ですので、もう少し研究を進めていただきたいというのが意見です。

【委員】

オープンブック方式は業者さんからすると非常にやりにくいということがあるんですね。ですので、一定の金額以上の工事については、下請にどの業者を使っているかという報告書を提出してもらおうという形の方が、業者さんはやりやすいと思います。そうしないと、元下関係というものは良くなれないと思います。また、下請さんは、元下110番等があっても、なかなかそこに声を出すことができないのが現実です。オープンブック方式が理想として本当は良いのかもしれませんが、現実的には実際に実施したものの報告書を提出させる方が徹底できると思います。

【委員】

元請下請の問題につきましては、改めて検討する機会があると思いますので、今後の検討課題としたいというふうに思います。他にいかがですか。今回の事務局からの提案の形で御承認いただけますか。

(異議なし)

それでは、提案の形で進めていただきたいというふうに思います。先ほど出てきました様々な意見を踏まえて、今後の検討課題も残るとのことだとも思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【入札監理課長】

大変恐縮ですが、ここで資料2を回収させていただきます。

(資料2を回収)

【美馬委員長】

ここから公開による審議を再開しますので、傍聴者、報道機関の入室を許可してください。
(傍聴者・報道機関着席)

《以下は、公開で審議》

【美馬委員長】

それでは、「各委員の意見交換」に移ります。どなたか意見交換をしたい議題がありましたら、御提案いただきたいと思います。

【安齋委員】

去年の建設関係団体等からの意見聴取の際に、業界側からいろいろな意見が出ました。その中で、現在非公表となっている単価を公表してほしいといった意見がありましたが、県の方では、その後検討されたのでしょうか。

【技術管理課長】

今ほどお話がありましたように、前々回の入札制度等監視委員会の中で、見積単価につきましては、提出された見積価格のうち最低のものを原則として採用していることから、これを公表した場合につきましては、その最低価格を提出していただいた企業の今後の営業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるという観点から非公表としているというふうに申し上げましたけれども、今年度から予定価格につきましては事後公表という形にもなり、正しく積算することが入札にとって大変重要な要素となるというようなことも考えまして、公表すること、更には公表の仕方について現在検討を進めているところでございます。

【美馬委員長】

公表するという方向ですね。

【技術管理課長】

どこまで公表できるかというようなことも含めて検討しております。

【安齋委員】

情報公開の時代ですしね。

【美馬委員長】

要望もあることですし、透明性という面からも公開する方向が良いのではないかと考えてございます。

【芳賀委員】

公共事業が7割以上減ったという状況の中で、地元で建設業を営む人たちが相当数あるわけですが、そういう人たちが今後どのような道を進んでいったら良いのか。そういったことについて、この委員会で話すことではないかとは思いますが、政策的なことについて土木部等でお示しされたら良いのではないかなと思います。いかがでしょうか。

【美馬委員長】

地元の建設業界の今後の行く末ということについて、計画といいますか、そういうようなものがあれば示した方が良いのではないかという意見ですが、いかがですか。

【土木部次長】

確かに今回政権が変わりまして、コンクリートから人へというような方針転換がございまして、いずれ建設業のパイは減っていくのだろうということが想定されます。そのようなことから、企業数は競争の中で減少せざるを得ない状況にあるのだろうと考えられます。そういった中におきましても、土木部としましてはいろいろな施策を行っております。企業の経営改善という意味で、新分野進出への支援を行ったり、あるいは企業の経営状況を改善するための講座を開いたりしまして、体質改善の強化を図っているところでございます。方向性、今後会社をどうするかということは経営者の判断でございまして、経営者の方々が判断するための材料といったものはできるだけいろいろな機会を通じてお示ししたり、あるいは具体的な研修等にも参加していただいているといった状況でございまして、今後もそのような支援をしていきたいというふうに考えております。

【美馬委員長】

基本的には、やはり個々の企業の努力の問題だろうということが一つあります。ただ、方向と

しては公共事業は減少するという中で、それぞれの年度計画のような形で、できるだけ早い段階で発注情報を提供することによって、各企業はそれに合わせて努力をしていく必要があるというようなことかなという気はいたします。他にいかがですか。よろしゅうございますか。それでは、「その他」の事項に移ります。皆さん、検討課題はございますか。事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

今後の委員会の日程調整のために、皆様のお手元に3月分の日程確認表を配布させていただいております。お手数をおかけいたしますが、1月25日頃までに、事務局にご提出いただければと思います。

【美馬委員長】

委員の皆さんよろしくお願いたします。

本日の議事については、これで終了いたします。どうもありがとうございました。